年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (東京都担当部会) 平成 27 年 10 月 13 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500148 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1500131 号

第1 結論

請求者のA社における平成元年10月1日から平成2年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成元年10月から平成2年9月までの標準報酬月額については、11万8,000円から15万円とする。

平成元年 10 月から平成 2 年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号:

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年10月1日から平成2年10月1日まで

② 平成3年2月16日から同年3月1日まで

A社に勤務した請求期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されているので、当該期間について標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間②に係る厚生年金保険の記録がないが、A社には平成3年2月28日まで勤務していたので、資格喪失日を平成3年3月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社に係るオンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初15万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成3年2月28日)より後の平成3年4月3日付けで平成元年10月1日の定時決定の記録を取り消し、平成3年4月4日付けで平成元年10月1日に遡って11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社の取締役1名及び従業員22名について、請求者と同様に平成3年4月3日付けで平成元年10月1日の定時決定の記録を取り消し、平成3年4月4日付けで平成元年10月1日に遡って標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。さらに、A社に係る厚生年金保険料の滞納処分票は確認できないものの、請求者及び複数の従業員が、請求期間①当時、給与の遅配があった旨陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成3年4月4日付けで行われた遡及減額処理は事実に即したものとは考え難く、請求者について平成元年10月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所 (当時) に当初届け出た 15 万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者に係る雇用保険の加入記録によると、A社における離職日は平

成3年2月15日であり、厚生年金保険被保険者資格喪失年月日(離職日の翌日)と符合している。

また、請求者が記憶する同僚 5 名を含む 19 名に照会したところ 9 名から回答を得たが、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述、関連資料等を得ることはできなかった。

さらに、A社は既に適用事業所でなくなっており、事業主は連絡先が不明であることから、 請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金 保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことを認めることはできない。 厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1500516 号 厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1500130 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社及びB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日 及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和26年生

住 所:

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和60年7月から昭和63年6月まで

厚生年金保険の記録では、B社C店に勤務していた期間の記録がない。給与はA社又はB社から支給されており、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が請求期間当時、B社で一緒に勤務していたとする部下、同僚及び支配人の陳述から、期間は特定できないものの、請求者が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録により、A社は、請求期間に厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、同社の事業主は、請求期間当時の資料がない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の事業主はB社の事業主でもあるところ、同人は、B社における請求者に係る資料も保管がないため、請求者の請求期間における厚生年金保険の取扱いについては不明である旨回答している。

さらに、両社の経理担当者(同一人物)は、一部保管のある賃金台帳(昭和63年1月以降の分)に、請求者の氏名は確認できないため、請求者の請求期間に係る給与からの厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

加えて、請求者が記憶している複数の同僚のうち、請求者と同店舗に勤務し、請求者と同職種であったことが確認できる複数の同僚の記録が、B社に係る事業所別被保険者名簿において確認することができない一方、請求者と同店舗に勤務し異職種であったことが確認できる者に被保険者記録が確認できることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させるという取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。